

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	株式会社TBSホールディングス
【英訳名】	TBS HOLDINGS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 龍二郎
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03(3746)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート業務推進部長 石井 孝尚
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番6号
【電話番号】	03(3746)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート業務推進部長 石井 孝尚
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第99期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案 >

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金49円 総額7,867,679,022円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第1号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対して内容を一部変更するよう修正動議が提出された。

第2号議案 取締役12名選任の件

佐々木卓、阿部龍二郎、龍宝正峰、玄馬康志、合田隆信、中谷弥生、

八木洋介、春田真、武井奈津子、ヴィランティ 牧野祝子、上西京一郎および塚本良江を

取締役に選任する。

第2号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対して他の者を取締役として選任するよう修正動議が提出された。

< 株主提案 >

第3号議案 剰余金処分の件

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金164円から、本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額

第99期1株当たり当期純利益金額に0.6を乗じ小数点以下を切り捨てた金額から35円を差し引いた金額（以下、「配当性向60%相当額」という。）が164円と異なる場合は冒頭の164円を配当性向60%相当額に読み替える。

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当金総額は、1株当たり配当額に2026年3月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

第4号議案 自己株式取得の件

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,500万株、取得価額の総額金510億円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	1,496,722	8,277	505	(注)1	可決(99.24%)
第2号議案					
佐々木 卓	1,150,616	354,378	505		可決(76.29%)
阿部 龍二郎	1,122,348	382,641	505		可決(74.42%)
龍宝 正峰	1,276,274	228,721	505		可決(84.63%)
玄馬 康志	1,319,959	185,036	505		可決(87.52%)
合田 隆信	1,399,413	105,583	505		可決(92.79%)
中谷 弥生	1,321,787	183,208	505	(注)2	可決(87.64%)
八木 洋介	1,321,225	183,773	505		可決(87.61%)
春田 真	1,321,409	183,589	505		可決(87.62%)
武井 奈津子	1,322,227	182,950	326		可決(87.67%)
ヴィランティ 牧野 祝子	1,322,925	182,252	326		可決(87.72%)
上西 京一郎	1,401,093	103,906	505		可決(92.90%)
塚本 良江	1,398,883	106,113	505		可決(92.75%)
第3号議案	271,685	1,231,936	1,852	(注)1	否決(18.01%)
第4号議案	208,430	1,295,179	1,851	(注)1	否決(13.82%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及びその議決権の過半数の賛成による。
 3. 第1号議案および第2号議案に対し修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、修正動議が成立する余地がなくなったため、各修正動議に関する議決権の数は集計しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権数の集計により、各決議事項の可決または否決が明らかになったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上